

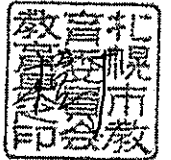
札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年6月14日

札幌市教育委員会

教育長

檜 河 英



札幌市教育委員会規則第5号

札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則

札幌市立高等学校学則（昭和32年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市立札幌旭丘高等学校の項単位制による全日制の目普通科の節中「960人」を「720人」に改め、同目に次のように加える。

数理データサイエンス科	/	240人
-------------	---	------

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においては改正後の別表市立札幌旭丘高等学校の項単位制による全日制の目普通科の節中「720人」とあるのは「880人」と、同目数理データサイエンス科の節中「240人」とあるのは「80人」と、同年4月1日から令和6年3月31日までの間においては同目普通科の節中「720人」とあるのは「800人」と、同目数理データサイエンス科の節中「240人」とあるのは「160人」とする。